

**事業後援会加入のお願い**



**みえさいびがくいん**

**三重済美学院**

## 三重済美学院事業後援会加入のお願い

三重済美学院事業後援会は、障害をもつ人たちが心身ともに、健やかに育成できるよう、特に環境整備を中心に事業の展開を支援する目的で、昭和48年に発足しております。

今般、障害者自立支援法が施行されるに伴い、従来の事業の見直しと、利用者の方々の社会自立に向けての新たな事業展開が望まれております。

又、障害施設利用者の方々の生活の質の向上や、日中活動の充実などを図っていく一環として、平成18年9月1日より、志摩地域に初めての入所型の障害施設として「ルーベンハイム志摩」を開所し、今後の志摩地域の福祉の拠点施設として根付いていくためにも、更なる法人事業の充実をと思案しております。

今後とも新事業への取組みを通じて、幅広い活動を行っていくためにこの趣旨を御理解いただき、是非とも、三重済美学院事業後援会へのご協力をお願い申し上げます。

なお、会費納入につきましては、同封の振込み用紙をご利用ください。

### 事務局

三重済美学院事業後援会

〒516-0066 伊勢市辻久留3-17-5

TEL 0596(22)3212

FAX 0596(27)1360

Email : [gakuin@mie-saibi.or.jp](mailto:gakuin@mie-saibi.or.jp)

<http://www.mie-saibi.or.jp>

# 三重済美学院 事業後援会会則

## 第1章 名称及び所在地

(名称)

第1条 三重済美学院事業後援会(以下「本会」という)

(所在地)

第2条 本会の事務所を社会福祉法人三重済美学院内におく。

〒516-0066 伊勢市辻久留3-17-5

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は法令遵守の下、社会福祉法人三重済美学院(以下「法人」という)が運営する社会福祉事業に協力し、もって事業利用者の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 法人事業の推進に関する諸種の協力並びに啓蒙活動。
- (2) 障害児・障害者の福祉の向上を目指す、諸事業への援助。
- (3) 地域福祉に対する諸事業への援助。
- (4) その他、目的達成に必要な全ての事項。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

正会員	一口	1,000円/年	一口以上
法人会員	一口	10,000円/年	一口以上

- 2 会員は会費を法人事務局に納入することによって意思表示を受けたものとする。
- 3 会員は自主性を尊重し、本会の趣旨に賛同して自発性を高める。
- 4 会費を納めたものは会員として法人機関紙に氏名を掲載し、感謝をもって小紙を配布する。

## 第4章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく

- (1) 会長 : 1名 会長は本会を代表し、本会の業務を掌理する。
- (2) 副会長 : 2名 副会長は会長を補佐し、会長事故のときはこれに変わって業務を掌理する。
- (3) 監事 : 若干名 監事は会の全体を精査・監査する。

第7条 上記役員は本会総会において、選出する。

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

## 第5章 会議

### (会議)

第9条 本会は第3条の目的を達するため次の会議を行う。

(1)総会

(2)役員会

第10条 本会の業務の決定は役員会によって行う。

但し軽易な業務は会長が専決し、役員会にて報告する。

2 役員会は会長が招集し、会長がその議長となる。

3 やむを得ない事情のある時は、会長が書面で役員の見解を求めることができる。

第11条 総会は毎年度末にこれを開催する。

2 その他、必要に応じ臨時に総会を開催することがある。

第12条 総会は次の事項について、審議する。

(1)予算・決算の報告

(2)法人の事業についての援助・協力を行う事項

(3)本会の組織及び規約に関する事項

(4)その他、会長より付託された事項

## 第6章 経費及び会計

### (経費)

第13条 本会の経費は会員の会費及び、随時の寄付金をもってあてる。

### (会計)

第14条 本会会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日をもって終わる。

## 第7章 規約の改正

### (改正)

第15条 本会の規約を改正しようとする時は、役員会の議決を経て、総会において承認をうけるものとする。

## 附則

- ・この規約は昭和48年4月1日より施行する。
- ・平成11年 4月1日 第一次改正。
- ・平成19年 4月1日 第二次改正。